



タイにおける個人情報保護法（PDPA）対策について

2019年5月28日、タイにおいて個人情報保護法が施行されました。その後、昨年度5月の延期を経て、2021年6月1日から本格的な施行の予定となっており、個人情報を取り扱う事業者には、新たに一定の規制が課されることとなり、これらの規制への対応を完了することが求められています。

期限までに完了が整わない場合には、反則金が課せられたり、違反企業として公表され、企業としての信用が損なわれるリスクがあります。しかし、適用開始が迫るなか、当初適用開始までに定められるとされていた細則・告示等の関連法規が定められておらず、企業の対応に混乱が生じています。

そこで今回、適用開始を目前に控え、One Asia Lawyers タイ事務所の藤原弁護士を講師として、個人情報保護法の規制内容および企業が具体的にどのようなアクションを必要とするかについてお話しします。皆様のご参加、心よりお待ちしております。

■募集内容

【配信日時】5月7日（金）タイ時間 14:00／日本時間 16:00 ～配信開始

所要時間：1時間程度

【配信方法】Zoom によるウェビナー形式

【募集人数】50名（先着順）※定員になり次第受付を終了させていただきます。

※50名追加致しました。（合計100名）

【参加費用】無料

【申込方法】Peatix の URL : <http://ptix.at/mIXhwn>

・Zoom を事前にダウンロードしてください。

・Peatix の上記 URL にて、「チケットを申し込む」から事前に登録が必要です。

Peatix よりご登録頂きました方に、後日 Zoom の登録用 URL を送付させていただきます。

その URL でご登録されますと、参加 URL が自動で送付されますので、そちらからご参加ください。

【講師】

One Asia Lawyers タイ事務所 藤原 正樹弁護士（日本法）

【セミナー内容】

- ・タイ個人情報保護法の概要
- ・事業者が負う義務
- ・企業のとるべき具体的対応

■お問い合わせ先 One Asia Lawyers Group 有泉 司 (tsukasa.ariizumi@oneasia.legal)